

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和4年10月11日 15時15分～17時00分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 1,014円 (+34円引上げ) 根拠：地賃の引上げ率3.5%×980円=34.3円。端数を切捨て34円。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 1,012円 (+32円引上げ) 根拠：全国の最賃加重平均引上げ率3.3%×980円=32.34円。端数切捨て32円。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 993円 (+13円引上げ) 根拠：令和3年度の県債賃848円に第4表①Cランク製造業の賃金上昇率1.6%を乗じた額13.56の端数を切捨て13円。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 996円 (+16円引上げ) 根拠：現行の特定最低賃金額980円に、第4表①Cランク製造業の賃金上昇率1.6%を乗じた額15.68円の端数を切上げて16円。</p> <p>使用者側 第3回提示額 : 998円 (+18円引上げ) 根拠：今年の造船14社の賃上げ率1.85%×980円=18.13円の端数を切捨て18円。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子がうかがえないため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなり、第4回専門部会の日程調整を行うこととなった。</p>		